保育利用料一部補助制度Ｑ＆Ａ

２０２０年８月更新

※　研究者の方は【研究者】、各研究所の男女共同参画推進室員の方は【推進室】と表示された項目をお読みください。

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１ | 【研究者・推進室】  「学会出張時の保育」については、「学会」だけではなく、その他の出張の時にも適用されますか？ |
| Ａ１ | 本制度は、子育て、介護などのライフイベントと研究の両立に配慮した環境作り、及び研究力の向上に資する支援の一環として設けている制度です。限りある財源の中で運用しているため、対象範囲についても限定しなくてはなりません。そのため、本制度の対象は、「学会出張時」に限定しています。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ２ | 【研究者・推進室】  私は、学童保育を常時利用しているので、定額の保育料を支払っています。その他に、臨時で利用した日や延長で利用した保育料、休校日の保育料を払っています。その場合の補助申請の単位は、どのような期間単位になりますか？ |
| Ａ２ | １日単位（例えば、休校日の保育料を支払った日）で申請していただいても、月単位（毎月支払っている定額保育料の保育期間）で申請していただいても構いません。この制度による支援は、子１人あたり、実施期間中１２回までですので、その範囲内であれば、本制度を毎月の定額学童保育利用料に充てることも可能ですし、臨時で利用した日の保育料に充てることも可能です。  毎月の定額学童保育利用料に充当する場合は、利用年月日ではなく、「利用年月」を記入してください。また、利用回ごとに領収書が必要ですので、その都度、利用書を受け取っておいてください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ３ | 【研究者・推進室】  学会でも保育補助がありますが、その場合にも本制度の支援を受けることはできますか？ |
| Ａ３ | 学会による保育利用料補助金額にかかわらず、本制度における補助額については、「利用料の３分の２を越えない額（１０円未満切り捨て）と４，０００円のいずれか低い額」とし、かつ「ただし、支払った金額を超えない」というルールで運用しています。ですので、学会での保育補助を受けた場合には、事前にお知らせいただいた上で、上記ルールに則って、補助金額を算出いたします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ４ | 【研究者・推進室】  以下のような利用をした場合の補助額を教えてください。  （例１）「病児、病後児保育」で３日間連続して利用した場合  　　　　利用総額：30,000円（10,000円／日）  （例２）「病児、病後児保育」で３日間連続して利用した場合  　　　　利用総額：16,000円（１日当たりの金額不明）  （例３）「学童保育」で４月１日～翌年３月３１日まで利用した場合  　　　　利用総額：60,000円（5,000円／月）  （例４）「学会出張時の保育」で３日間連続して利用した場合  　　　　利用総額：30,000円（10,000円／日）  　　　　学会からの補助：15,000円（5,000円／日） |
| Ａ４ | 補助額はそれぞれ以下のとおり。  ○例１の場合  　利用総額：30,000円（10,000円／日）であるため、  　10,000円×2/3＝6666.666≒6,660円　＞　4,000円  　∴補助額　4,000円／日×３日＝12,000円（当該年度の残利用回数：９回）  ○例２の場合  　数日間連続して利用した場合で、１日ごとの金額が算出できないときは、利用料の総額を利用日数で除した額を１日の利用料とし、補助額を算出する。  　利用総額：16,000円（３日間の総額）であるため、  　16,000円／３日×2/3＝3555.555≒3,550円　＜　4,000円  　∴補助額　3,550円／日×３日＝10,650円  ○例３の場合  　利用総額：60,000円（5,000円／月）であるため、  　5,000円×2/3＝3,333.333円≒3,330円　＜　4,000円  　∴補助額　3,330円／月（１２月利用：3,330円×１２月＝39,960円）  ○例４の場合  　利用総額：30,000円（10,000円／日）で、かつ、学会からの補助：15,000円（5,000円／日）であるため、  　10,000円×2/3＝6666.666≒6,660円　＞　4,000円  　10,000円（１日の利用額）　＞　9,000円（学会からの補助額5,000円＋機構の補助額4,000円）  　∴補助額　4,000円／日×３日＝12,000円 |

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ５ | 【研究者・推進室】  「ベビーシッター育児支援制度」と「保育利用料一部補助制度」を併用することはできますか？ |
| Ａ５ | 原則として併用はできませんが、以下のような場合が考えられます。  【例】病児·病後児保育の場合  　　①利用者の家庭において、ベビーシッターが病児を保育する  　　②ベビーシッターが当該児を利用者の家庭から保育等施設に送る  　　③保育等施設を利用する  　　④ベビーシッターが保育等施設から利用者の家庭に送る  　上記例において、①、②及び④はベビーシッター育児支援制度による補助、③は保育利用料一部補助制度による補助が可能です。 |